

令和6年度 鳥羽志摩中学校夏季総合体育大会 実施要項

主催：鳥羽志摩中学校体育連盟

後援：鳥羽市教育委員会 志摩市教育委員会

期日：令和6年7月6日（土）、7日（日）、13日（土）、20日（土）、21日（日）

*雨天時 屋内競技は実施、屋外競技は順延、または延期

予備日

7月7日（日）13日（土）、20日（土）、21日（日）、22日（月）、23日（火）

24日（水）

競技	期日	開催会場
野球	7月13日（土）	磯部中グラウンド
	7月13日（土）	磯部ふれあい球場
	7月20日（土）21日（日）	鳥羽中央公園野球場
ソフトボール		
サッカー	7月7日（日）13日（土）	文岡中学校グラウンド
女子バレーボール	7月7日（日）	鳥羽市民体育館
バスケットボール	7月13日（土）20日（土）	鳥羽市民体育館
男子ソフトテニス	7月7日（日）	阿児ふるさと公園
女子ソフトテニス	7月7日（日）13日（土）	阿児ふるさと公園
男子卓球	7月13日（土）20日（土）	阿児アリーナ
女子卓球	7月13日（土）20日（土）	阿児アリーナ
バドミントン	7月6日（土）	鳥羽市民体育館
柔道	7月6日（土）	鳥羽市武道館
剣道	7月6日（土）	鳥羽市武道館

注）総合大会ではあるが、屋外競技においても天候や各会場の状況により「実施」「延期」の判断が異なる。

令和6年度 鳥羽志摩中学校夏季総合体育大会

— 注意事項 —

1. 大会出場規定

(1) 大会参加資格

鳥羽志摩中学校体育連盟に加盟する中学校に在籍する生徒とする。ただし、鳥羽市、志摩市の教育委員会が地区大会への参加を認めた地域スポーツ団体に所属する生徒については、所属する中学校が鳥羽志摩中学校体育連盟に加盟していなくても大会参加資格を有するものとする。

(2) 合同チームについて

- ・今大会は合同チームの参加を認める。
- ・ただし鳥羽志摩中体連各種大会出場規定に準ずるものとする。

※別紙 『令和6年度鳥羽志摩中体連各種大会出場規定』

※別紙 『三重県中学校総合体育大会複数校合同チーム参加規定』

【今年度の合同チーム】

- ・バレーボール ⇒ 加茂中・鳥羽東中（レンタル型：鳥羽東中よりレンタル）

【その他（拠点校部活動）】

- ・鳥羽東中剣道部 ⇒ 参加校：答志中

2. 開催、延期の決定について

屋外競技及び離島の生徒が含まれる競技の開催、あるいは延期の決定は、文岡中、鳥羽東中で原則、協議（中体連役員、専門部長）の上で決定する。（5時45分集合）開催が1競技の場合は、中体連本部と専門部長で協議する。

※決定には屋外競技の専門部長が参加する。

※離島の生徒【神島中（卓球）、答志中（野球、バドミントン、剣道）、鳥羽東中（野球、バレーボール、バスケットボール、サッカー、バドミントン）】

(1) 7月6日（土）

屋内競技のみ（バドミントン、柔道、剣道）の開催のため、中体連本部で天候判断し、各校理事、専門部長に連絡する。

(1) 7月7日（日）

文岡中学校	鳥羽東中学校
中体連本部 濱野（ソフトテニス） 大東（サッカー）	なし

(2) 7月13日（土）

文岡中学校	鳥羽東中学校
中体連本部 濱野（ソフトテニス） 大東（サッカー） 石本（野球）	なし

(3) 7月20日（土） 21日（日）

屋外競技の開催が1競技【野球（鳥羽中央公園野球場）】のため、文岡中、鳥羽東中での協議は行わず、中体連本部と専門部で協議する。延期または中止により、屋外競技の開催が2競技以上になった場合は文岡中、鳥羽東中で協議する。

※7月22日（月）以降の天候判断については各競技の進行状況から判断する。

(4) 定期船等

神島⇒尾上 答志⇒松本 マリンターミナル⇒成瀬
※離島の生徒が所属する競技の専門部長へ連絡

(5) 天候不良時やグラウンドコンディションが悪く延期する場合は、朝6時頃に各校理事に連絡する。

※1) 予定通り開催される場合は、連絡をしない。

※2) 開催、延期等の情報は鳥羽志摩中体連ホームページに掲載する。

(6) 離島の生徒がいる競技について

最大6時30分まで待機してもらう場合もある。

※連絡の流れ

① 尾上（神島）、松本（答志）、成瀬（マリンターミナル）に波や霧の様子について、確認の連絡をする。【5：30頃】
※鳥羽市定期船課 HP「運行状況」
→「通常運行」の場合は常時アップされている。
「通常運行でない」場合は、状況について6時30分頃にはアップされる。

② 6時30分に中体連としての判断をする。
※各専門部で定期船が出なかったときの対応について実施要項に明記のこと。

3. 開閉会式について

開閉会式には大会長の挨拶をお願いする。開会式（開始式）は全校の参加を基本とする。各校の参加人数については専門部の判断とする。また、開会式の中で災害時の緊急避難場所等の連絡を行う。

4. 各競技の専門部長へ

① 順延、延期となった場合、大会長・救護・外部審判・施設（会場）への連絡を行う。

② 大会（開閉会式を含む）の中心となって運営を行う。

③ 「大会要項」「大会記録（速報）」「大会結果（詳細）」「会計報告」の提出をする。

※大会要項には離島生がいる場合は、定期船関係の内容を記載する。

※合同チームでの参加がある場合は 別紙「鳥羽志摩中体連各種大会出場規定」及び別紙「三重県中学校総合体育大会複数校合同チーム参加規定」の確認をすること。

提出物	提出先	提出日	備考
各競技 大会要項	※変更	専門部会後3日以内をメドに	E-mailで報告
大会記録（速報）		大会実施日（17時まで）	FAX及びE-mail（事故報告含む）
大会結果（詳細）		大会終了後3日以内	E-mail（事故報告含む）
会計報告	各校理事	大会終了後1週間をメドに提出	各校理事から会計担当へ提出

※「大会要項」「大会記録（速報）」「大会結果（詳細）」の提出先

toshityutairen00@outlook.jp

※会計報告（医療費含む）：各校理事に提出

＜各校理事は提出された用紙等を会計担当（成瀬）に提出＞

④ 大会終了時間（生徒帰宅時間）に配慮した大会運営（計画）を行う。

※鳥羽市定期船時刻（佐田浜発→到着時間）

【 菅島行き 】	17時45分発	→	17:58着	
【 答志行き 】	17時55分発	→	18:27着	
【 神島行き 】	17時40分発	→	18:10着	※最終便
【 桃取行き 】	18時10分発	→	18:22着	

※鳥羽市日の入り時間

5月1日	6月1日	7月1日	8月1日
18:37	18:59	19:09	18:54
9月1日	10月1日	11月1日	
18:19	17:37	16:59	

5. 専門部の先生

大会の運営や審判等に最後まで協力をする。

6. 優勝旗の返還

各競技の前年度優勝校は、優勝旗を忘れずに当日会場まで持参する。

7. 棄権（団体競技）

団体競技で棄権する場合は、当日でも可能であるが、その可能性がある場合は、事前に中体連本部・専門部長に状況を伝えておくこと。

●学校閉鎖⇒棄権

●学年・学級閉鎖⇒該当学年・学級以外の生徒でチーム編成ができ、出場可能な場合は可ただし、学校長が「棄権」と判断することもある。

8. 表彰について

団体、個人とも3位までとする。ただし、参加校が8校未満の競技は2位までとし、4校未満の競技は1位のみとする。（個人戦の場合も同様とする）

※大会結果は後日、鳥羽志摩中体連ホームページ、新聞紙上等に掲載する。支障のある場合は中体連本部まで事前に連絡をすること。

※大会要項に表彰状の必要枚数等（表彰状の種類、枚数）を記載する。

※優秀選手は、各競技10名以内とし、人数については各専門部に委ねる。

9. 緊急時の対応

◎けが、熱中症等への対応

大会期間中、生徒の健康状態の把握につとめ、参加者の健康管理の事前指導を必ず行うようにする。急病、思わぬ大ケガについては、救護担当の手を借りて応急処置を施し、顧問・引率者等が速やかに医療機関へ搬送すること。なお、該当校の学校長、家庭への連絡も速やかに行なうこと。その際、状況報告も含め、専門部長は、中体連会長、および理事長への連絡も必ず行うこと。

その他、緊急を要する連絡等については、中体連会長、および理事長へ直接連絡すること。

※ 医療機関等については別紙参照（病院に向かう前に TEL をして、診察時間等を確認）

10. 災害時の対応

地震・津波等に対して何らかの警報・注意報が出された場合は、以下の安全対策に基づいて行動すること。

(1) 大会開始前

- ・在宅中の場合には、自宅にて安全を確保させる。
午前6：00の段階で発表されている場合は、その日の競技は全て中止とする。
- ・会場への移動中は、速やかに帰宅するものとする。なお、公共交通機関を使用している場合は乗務員の指示にしたがうこと。

(2) 大会開催中

- ・直ちに競技を中断し、その場で待機するか、帰宅するか、安全な場所に避難するか状況を各競技の大会長が判断して、最も安全と思われる方法を指示する。

(3) 警報・注意報が解除された場合

- ・解除された場合でも、交通機関、通信手段等、相当な社会的混乱が予想されるため、当分の間大会は中止とする。

(4) 報告

- ・専門部長は、大会の実施、中止、延期等について必ず中体連会長及び理事長に報告をすること。

◎天候が急変したときの対応（雷、大雨等）

大会長、専門部長で協議し、中断、中止等の決定をする。

※サスペンデッドゲーム（一時停止試合）についても大会要項に記載してください。

11. 熱中症対策

- ・各専門部に熱中症対策費を支給し氷、スポーツドリンク等の準備をする。また、各校の顧問は、参加生徒の体調把握に努め、適切な休憩や塩分・水分補給を促すとともに、熱中症対策として必要な物品を準備する。（経口補水液など） ※体温計等を準備しておく。
- ・大会期間中、熱中症が疑われる症状が見られる参加者が発生した場合は、大会長、専門部長、養護教諭、該当校顧問が綿密に連携を取り、参加者の安全を最優先に考えた対応をとることとする。
- ・屋外競技において、日陰がない会場では、各校でテント等の準備をすること。
- ・活動場所の WBGT を定期的に（1時間に1回程度）測定する。
- ・場内アナウンス等により、参加者へ熱中症の注意喚起を行う。
- ・活動場所の WBGT が31℃以上の場合は、一時中断し、中止、延期又は再開することを検討する。
- ・検討後、再開と判断した場合は、競技開始時間や実施方法の変更、クーリングタイム等の対応を柔軟に行う。その際、選手にとって不利益とならないように注意する。

12. その他

【不適切な指導の根絶】

- ・体罰、暴言、セクハラ等について、注意喚起あり。適切な対応を行うこと。

【雷等の対応】

- ・落雷の兆候があれば活動を中断・中止する。試合の再開については、雷鳴・雷光が止み、安全が確認されてから行う。再開の判断は、大会長・専門部で十分に協議すること。